

# 不登校児童生徒支援の充実に向けた 基本方針



令和7年3月  
印西市教育委員会

## はじめに ～「不登校児童生徒支援の充実に向けた基本方針」策定の目的～

印西市教育委員会では、「印西市総合計画」で定めた将来都市像を実現するための5つの政策のひとつ「子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくりまします」を推進するため、また、子どもたちだけでなく、あらゆる世代の人が思い立った時にいつでも学習することができ、学びの成果を発揮して地域で活躍できるような教育・学習環境を実現するため、「だれもが輝き ともにはばたく いんざいの学び」を基本理念とし、その具現化に取り組んでいます。特に学校教育においては、変化の激しい社会を生き抜くために必要な生きる力の育成に向け、学ぶ力・豊かな心・健やかな体をバランスよく育むとともに、自らの能力を引き出し、習得したことを活用して、様々な課題に対し主体的に解決できる児童生徒の育成に努めています。

### 第2期印西市教育振興基本計画

〔基本理念〕 「だれもが輝き ともにはばたく いんざいの学び」

〔基本方針〕

- 1 学校・家庭・地域が連携強化し、未来を拓く子どもを育む教育の推進
- 2 市民が学びあい・活かしあい、地域に誇りと愛着が持てる学びの推進
- 3 すべての市民の健やかな心と体を育む学びの推進

〔基本目標〕

- I 知・徳・体の調和のとれた教育を推進し、生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む（学校教育）

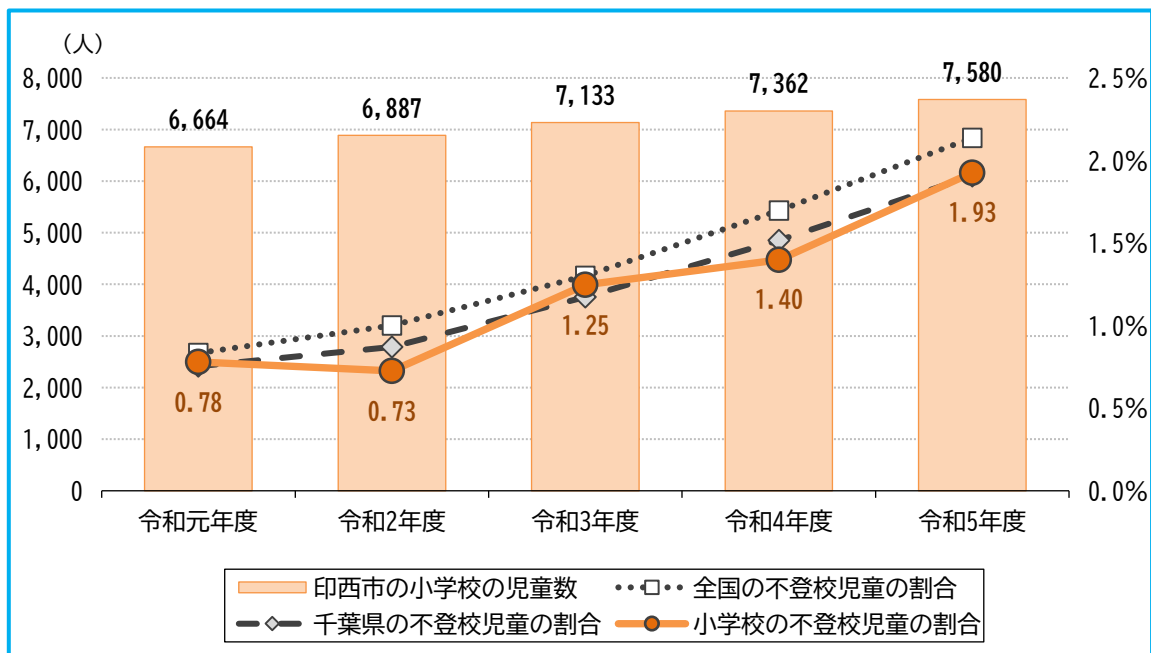
そのような中、本市立小中学校においては、法律や国の通知等を踏まえながら、児童生徒が安全安心に登校できるための取組（不登校の未然防止）や不登校の児童生徒への支援など様々な取組を行っているところですが、不登校児童生徒の割合は全国的な傾向と同様に年々増加しており、その支援を喫緊かつ重要な課題として取り組む必要があります。

不登校となった要因や背景は個々に異なることから、その実情を見極め、寄り添いながら対応する必要があります。そのため、市としての方向性を明確にし、不登校児童生徒支援の充実に向けた基本方針を策定することとしました。

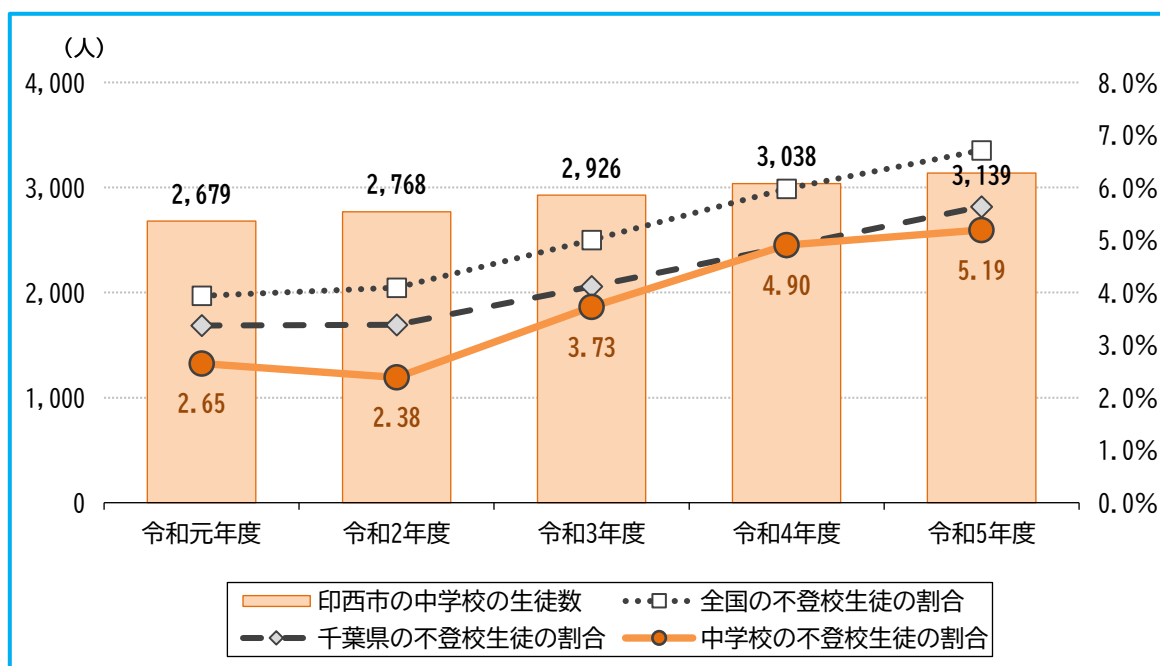
## I 不登校の定義

不登校は「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されています。（文部科学省『生徒指導提要』令和4年12月）

### ▼小学校の不登校児童の割合の推移



### ▼中学校の不登校生徒の割合の推移



資料：国・県は児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査  
 印西市は月別長期欠席児童生徒数調査

## II 不登校児童生徒支援の基本的な考え方

登校することのみを目標とするのではなく、児童生徒に多様な学びの場を確保し、児童生徒の意思を尊重しつつ支援することとし、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて社会的に自立できることを目指します。

## III 不登校児童生徒支援の方向性

不登校児童生徒支援の充実のためには、前提として、児童生徒が安心して学校に通えるよう、わかりやすい授業づくりを進め、個別最適な学びを実現するとともに、いじめ等の問題行動に対する毅然とした対応、校則等の見直しなど学校活動への児童生徒の主体的な参画など、魅力ある学校づくりを推進することが重要となります。

学校は、児童生徒と教職員との信頼関係や児童生徒相互の良好な人間関係を構築できるよう、自分の思い・考えの伝え方や、相手の思い・考えを理解する姿勢を学ぶ「人間関係づくり」に取り組むとともに、学校行事や学級活動等を通じて自己有用感・自己肯定感を感じられるよう、一人一人に活躍の場が与えられ、互いに認め励まし合える「居場所・絆づくり」を進めていきます。

その上で、不登校児童生徒支援としては、不登校の要因や背景は一人一人異なることから、次に示すように、児童生徒・保護者が必要な支援を受けられるよう、学校が早期の状況把握と早期支援を行うとともに、学校と市教育委員会が連携して、多様な学びの場の確保と積極的な情報提供を行いながら、個々の状況に応じてきめ細やかな支援を行っていくこととします。

### 1 早期の兆候把握と早期支援

児童生徒の心身の状態の変化や登校しづらくなっている状況を早期に把握して、担任をはじめ、心理や福祉等の専門家や専門機関、地域と連携し、チーム学校として児童生徒・保護者の思いに寄り添って、速やかに組織的な支援を行います。特に進学や進級時には環境の変化に伴い登校しづらくなる児童生徒が増加傾向にあることから、一人一人の状況に応じた支援を行います。

### 2 不登校児童生徒への支援の充実

学びたいと思った時に安心して学べる多様な学びの場を確保するとともに、ICT を効果的に活用した相談の機会やつながりの場を提供して、児童生徒の個々のニーズに応じた支援の充実を図ります。

### 3 保護者サポート、関係機関や民間施設等との連携推進

保護者が悩みを抱えて孤立することなく、適切な情報や支援が得られるよう、わかりやすく相談しやすい相談窓口を設置するとともに、学校や行政機関、民間施設等の取組について情報提供します。また、福祉や医療等の相談・支援機関、フリースクールやNPO等と連携を図り、不登校児童生徒への支援を行います。

## IV 具体的な支援策

### 1 早期の兆候把握と早期支援

#### (1) 児童生徒の心身の状態変化の把握

小さな SOS を見逃さないよう、学期ごとに行う児童生徒へのいじめアンケート調査や定期・不定期に行う教育相談等を通して、児童生徒の心身の状態変化の把握に努めます。登校しづらくなっている児童生徒に対しては、担任等の家庭訪問により生活の様子を確認し、児童生徒と直接会えない場合は保護者から様子等を確認しながら、個々の状況に応じた支援を行います。特に進学、進級時には健康面での配慮事項をはじめ児童生徒の状況等を丁寧に引き継ぐとともに、環境の変化に伴い登校しづらくなっていないか、一人一人の状況をより注意深く観察し、必要な支援を行います。

#### (2) チーム学校による早期支援

学校に配置されている心理の専門家であるスクールカウンセラーが、授業見学や面談等を通じて児童生徒・保護者の思いに寄り添った直接的な支援を行います。校内委員会やケース会議において必要な情報を教職員間で共有したり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校医等の関係者が専門性を発揮して最適な支援につなげられるよう連携したりすることで、チーム学校としての組織的な支援を強化します。

#### (3) コミュニティ・スクールの仕組みを活用した学校と保護者・地域との連携強化

コミュニティ・スクールの導入を推進し、学校が保護者・地域と連携する体制を強化していきます。不登校を生まない学校づくりについて協議するとともに、必要に応じて、登校しづらい児童生徒への支援を行えるようにします。

### 2 不登校児童生徒への支援の充実

#### (1) 校内教育支援センターの整備

自分の学級に入りづらい児童生徒が、校内において安心して過ごすことができる「校内教育支援センター」を整備し、教室以外の居場所づくりを進めます。教室への復帰のみを目的とせず、児童生徒が落ち着いた場所で、自分のペースで学習・生活できる環境をつくりまします。

#### (2) 教育支援センターにおける支援

不登校児童生徒支援の地域拠点として設置している「教育支援センター（緑のまきば・森のステーションまきば）」において、自校に在籍しながら通室する不登校児童生徒を支援します。学校と連携を図りながら、一人一人の状態に応じて、自学自習を基本とした指導やカウンセリング等を行うことにより、学習意欲、自立心、社会性等を育て、主体的な社会的自立を目指します。

### (3) 教育相談窓口（WEB フォーム・電話）の設置

交友関係、登校しぶりや不登校、学校への不適応、問題行動など教育全般についての悩みを、WEB フォームや電話から相談できる窓口を市教育センターに設けます。相談には専門の相談員や指導主事が対応するほか、内容によっては他の専門機関も紹介することで、悩みの解消や軽減に努めます。

### (4) ICT を活用した学習の支援

市内小中学校に在籍する児童生徒には、一人一台パソコンを貸与し、個別のアカウントを付与することで、学校からのオンラインでの授業が可能な環境を整えます。また、千葉県教育委員会が実施している不登校生徒へのオンラインでの授業配信「エデュオプちば」の受講を積極的に支援します。

他にも、興味・関心の幅を広げて学びの喜びを感じられるよう動画等のオンライン教材の紹介や提供をするなど、ICT を活用した学習支援を行います。

### (5) 訪問型支援による学習指導

教育相談等の専門性を有する教員経験者が不登校児童生徒の自宅等を訪問し、学習支援や悩みごとの相談を行う訪問型支援により、不登校児童生徒が安心して過ごせる家庭での支援から、学習機会を保障したり社会的自立への足掛かりを築いたりします。

### (6) 多様な学びの選択肢の充実

一人一人の状況に配慮した教育課程の編成や様々な場面で子どもたちが自己決定・自己選択をする機会を設定するなど、集団的な学びに困難を抱える児童生徒が学びやすい、特色ある取組を行う学校づくり等の多様な学びの選択肢の充実に向けた調査・研究を進めます。

## 3 保護者サポート、関係機関や民間施設等との連携推進

### (1) 教育センターによる総合相談支援

保護者がどこへ相談すればよいかわからず一人で悩みを抱え込むことがないよう、教育センターが総合相談窓口となり、児童生徒の状況や悩みごと・困りごとを丁寧に伺いながら、保護者に寄り添って助言を行います。また、教育支援センター、フリースクール等の各種施設や多様な居場所等に関する情報をわかりやすく提供して支援につなげます。

### (2) 保護者へのサポート

不登校児童生徒の保護者同士が集い、悩みの共有や情報交換ができる交流の機会を定期的に設けます。また、他機関による不登校児童生徒支援に関する保護者向けのセミナーの情報を積極的に周知するとともに、保護者が不安や悩みを気軽に相談できる場づくりなどの支援を行います。

また、不登校児童生徒の保護者は、日中、子どもに寄り添うために働くことができなかつたり、フリースクール等の利用に係る費用が家計の負担になっていたりしている状況があります。そこで、「不登校児童生徒支援を活動の主たる目的としている」、「学校との間で十分な協力、連携体制が構築されている」など、特定の要件を満たした市内外の不登校児童生徒支援施設を不登校児童生徒が利用した場合に生じる保護者の経済的負担を軽減し、児童生徒が社会において自立的に生きる基礎を培うための選択肢の充実を図ることを目的として、不登校児童生徒支援施設を利用した際の費用の支援について調査・研究していきます。

### (3) 福祉や医療等の相談・支援機関と連携した支援

不登校の要因や背景の多様化・複雑化に伴い、学校及び教育委員会と福祉や医療等の相談・支援機関が連携して対応すべきケースが増加しています。教育委員会と福祉部局の連携を強化していくとともに、各学校に配置されているスクールカウンセラーによる相談・支援や、訪問相談担当教員による家庭訪問等での支援、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーによる福祉や医療等の相談・支援機関との連携を密にした支援を行います。

### (4) 民間施設等との連携推進

フリースクール等へ通所もしくは自宅等において ICT 等を活用して学習する児童生徒については、施設や家庭と連携し、児童生徒の学習状況を多面的に見取り、学びに向かう態度や自己肯定感の向上を促すことを念頭に、校長が指導要録上の出席扱いについて判断します。

教育センターを中心にフリースクールや NPO 等と連携を図り、情報共有と相互理解を深め、不登校児童生徒への支援を行います。

### (5) 民間施設等の運営者への補助

不登校児童生徒の中には、市内外の民間フリースクールなどの不登校児童生徒支援施設を利用している者がいます。各施設は特徴を生かし、教科学習の指導に力を入れたり児童生徒の主体性を尊重した様々な活動を行ったりし、居場所の提供や多様な学びの支援をしています。そこで、不登校児童生徒の学習や相談の機会、居場所の提供等を行う市内のフリースクール等民間施設の活動を支援するため、特定の要件を満たした民間施設運営者に対して、児童生徒の支援体制整備及び運営に係る経費の一部を補助し、児童生徒が社会において自立的に生きる基礎を培うための選択肢の充実を図ります。